水戸市後援名義使用承認事務取扱要項

（目的）

第１条　この要項は、芸術文化、学術研究、社会福祉、スポーツ等の振興に寄与すると認める事業（以下「事業」という。）を支援するため、後援名義の使用（本市が事業の趣旨に賛同している旨を表すために後援者として市の名称を表示することをいう。）を承認することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（承認基準）

第２条　後援名義の使用を承認する事業の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに掲げるものが行うものであること。

ア　国又は地方公共団体

イ　学校その他の教育機関

ウ　公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）

エ　新聞社、放送機関、通信社その他の報道機関

オ　市内を活動拠点とし、又は市内に事業所を置いている団体

カ　アからオまでに掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア　市の施策に反するもの

イ　営利又は商業的な宣伝を目的とするもの

ウ　政治的又は宗教的な性格を有するもの

エ　水戸市暴力団排除条例(平成 24 年水戸市条例第２号)第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団関係者が関与しているもの

オ　公序良俗に反し、又はそのおそれのあるもの

カ　アからオまでに掲げるもののほか、市長が後援名義の使用をすることが適当でないと認めるもの

(3) 公益性が高く十分遂行できるものであると認められること。

(4) 広く市民を対象とし、かつ、市内で実施するものであること。ただし、市長が市民又は市内の事業者の活動に資すると認める場合にあっては、この限りでない。

(5) 保健衛生、事故及び騒音の防止等のために必要な措置が講じられていること。

(6) 参加者等から入場料、参加料、出品料、出店料等を徴収する場合にあっては、その額が適正であること。

（使用の申請）

第３条　後援名義の使用の承認を受けようとするものは、後援名義使用承認申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第１号又は第２号に掲げる書類を同一年度に行った申請に添えて提出している場合であってその内容に変更がないときは、当該書類の提出を省略することができる。

(1) 事業を主催する団体等の定款、規約その他団体等の概要を明らかにする書類

(2) 役員及び事業関係者の住所、氏名及び役職名等を明らかにする書類

(3) 開催要項、企画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類

(4) 事業の参加者等から入場料、参加料、出品料、出店料等を徴収する場合にあっては、その収支予算を明らかにする書類又は徴収する金額の根拠を明らかにする書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　前項の規定による申請は、原則として後援名義の使用を開始する日の30日前までに行わなければならない。

（使用の決定等）

第４条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、後援名義使用承認通知書（様式第２号）又は後援名義使用不承認通知書（様式第３号）により当該申請をしたものに通知するものとする。

2　市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付すことができる。

（経費の負担等）

第５条　市長は、後援名義の使用の承認を行う場合において、当該事業に要する人的、物的及び金銭的な負担を負わないものとする。

（承認の取消し）

第６条　市長は、前条の規定により後援名義の使用の承認を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(2) 第２条の承認基準を満たさなくなったとき。

(3) 承認の決定の際に付した条件に違反したとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか、後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2　市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援名義使用承認取消通知書（様式第４号）により後援名義の使用の承認を受けたものに通知するものとする。

（事業の変更等）

第７条　後援名義の使用の承認を受けたものは、事業の内容を変更し、又は中止したときは、直ちに後援名義使用事業変更（中止）報告書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（事業報告）

第８条　後援名義の使用の承認を受けたものが、当該承認に係る事業を終了したときは、速やかに後援名義使用事業実施報告書（様式第６号）に実施内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（市の免責）

第９条 事業の実施によって生ずる損害については、市は、一切の責任を負わない。

付　則

この要項は、公布の日から施行する。

付　則

（施行期日）

1　この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この要項の施行の日前に作成した様式第１号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付　則

この要項は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この要項は、公布の日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

申請者　住所（所在地）
団　体　名
代表者職氏名
担当者氏名
連　絡　先

後援名義使用承認申請書

下記の事業について、水戸市の後援名義の使用に係る承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
実施日又は期間	
実施場所	
参加対象者	
費用徴収の有無	
市担当課	
その他	

※後援名義を使用する 30 日前までに、次の書類を添えて申請してください。

１　事業を主催する団体等の定款、規約その他団体等の概要を明らかにする書類

２　役員及び事業関係者の住所、氏名及び役職名等を明らかにする書類

３　開催要項、企画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類

４　参加者等から入場料、参加料、出品料、出店料等を徴収する場合は、収支予算を明らかにする書類又は徴収する金額の根拠を明らかにする書類

様式第２号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

団　体　名
代表者職氏名　　様

水戸市長　　印

後援名義使用承認通知書

　　年　月　日付けで申請のあった後援名義の使用について、下記の条件を付して承認したので通知します。

１　事 業 の 名 称

２　実施日又は期間

３　実　施　場　所

４　承 認 の 条 件

(1) 名義は、水戸市と表記すること。
(2) 水戸市は、後援名義の使用を承認した事業に要する人的、物的及び金銭的な負担の責務を負わないものとする。
(3) 保健衛生、事故及び騒音の防止等のために必要な措置を講じること。なお、事業の実施に伴う損害等については、水戸市は一切の責任を負わないものとする。
(4) 事業は、申請書に記載された計画に基づき実施するものとし、変更、中止等が生じたときは、直ちに後援名義使用事業変更（中止）報告書を提出すること。
(5) 事業が終了したときは、速やかに後援名義使用事業実施報告書に実施内容が確認できる書類を添えて提出すること。

様式第３号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

団　体　名
代表者職氏名　　様

水戸市長　　印

後援名義使用不承認通知書

年　月　日付けで申請のあった下記の事業について審査した結果、後援名義の使用を不承認としたので、通知します。

１　事 業 の 名 称

２　実施日又は期間

３　実　施　場　所

４　不 承 認 の 理 由

様式第４号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

団　体　名
代表者職氏名　　様

水戸市長　　印

後援名義使用承認取消通知書

年　月　日付け第　号で通知した後援承認について、下記の理由により後援名義使用の承認を取り消しましたので通知します。

１　事 業 の 名 称

２　実施日又は期間

３　実　施　場　所

４　取 消 し の 理 由

□　水戸市後援名義使用承認事務取扱要項第６条第１項第　号該当

□　その他の理由

５　留意事項

後援名義の使用の取消しのあった事業に係るパンフレット、チラシ、ポスター、プログラム等には「水戸市」の名義を掲載しないこと。

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

申請者　住所（所在地）
団　体　名
代表者職氏名
担当者氏名
連　絡　先

後援名義使用事業変更（中止）報告書

年　月　日付け第　号で承認のあった下記の事業について、変更（中止）となったので、報告します。

１　事業の名称

２　変更内容（中止理由）

様式第６号（第８条関係）

年　　月　　日

水戸市長　様

申請者　住所（所在地）
団　体　名
代表者職氏名
担当者氏名
連　絡　先

後援名義使用事業実施報告書

年　月　日付け第　号で承認のあった下記の事業が終了したので報告します。

１　事業の名称

２　実施日又は期間

３　実施場所

４　参加者

５　添付書類